

第13回八街市農業委員会総会

平成23年12月20日
八街市農業委員会

平成23年第13回農業委員会総会

平成23年12月20日午後2時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1.森 邦央 | 8.鈴木勝雄 | 15.井口政直 |
| 2.立崎義久 | 9.岩品要助 | 16.中川利夫 |
| 3.武藤 功 | 10.栗原十三男 | 17.加藤孝一 |
| 4.宮部 操 | 11.関口芳秀 | 18.石井とよ子 |
| 5.赤地達雄 | 12.小山優一 | 19.関端 旭 |
| 6.内藤富夫 | 13.飛田育男 | 20.菅野喜男 |
| 7.林 和弘 | 14.瀬山哲信 | 21.三須裕司 |
| | | 22.川野 繁 |

2.欠席者

なし

3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	梅澤孝行	主査補	山浦美江子

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 農地の利用関係の紛争の和解の仲介について

5.その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
- 報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後2時30分)

川野会長

平成23年度第13回の総会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

いよいよ年末幾日かになってまいりましたけれども、振り返ってみますと、今年は3月11日の東日本大震災、それに引き続いて原発の爆発ということで、風評、放射能で悩まされた1年でございました。農家の作物も最初の昨年残りのニンジンなんかも、かなりよかったんですが、スイカ、トマト等もいい話を聞いておりますけれども、結局、秋の暖冬によりまして、野菜が大分暴落したというような感じで終わりましたけれども、来年こそはいい年にしたいなと思って、皆さんとともに、この年末、風邪を引かないように気を付けて年越しをやりたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で10件、計画変更承認申請5件、農用地利用集積計画の承認6件、農地の和解の仲介について1件、農地法第18条の規定による通知3件、農地法施行規則第53条の規定による届出1件、廃土処理事業の届出1件、農用地利用集積計画の中途解約が21件、合わせまして総件数で48件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

審議に入る前に、議案第6号の審査をする上で参考にするため、ただいまから議案第6号の現地の視察を行いたいと思います。集合場所は売店前にしたいと思いますので、ただいまから下の方へ集合をお願いいたします。

現地視察 午後2時32分

再開 午後3時50分

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

11月22日、火曜日。午前1時30分から八街市地域水田農業推進協議会通常総会が、いんば農協八街支所で開催されまして、川野会長が出席しております。

11月24日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、石井委員、菅野委員出席のもと実施いたしました。

同じく11月24日、木曜日。午後2時から北総中央用水土地改良区理事会が市の総合保健福祉センター大会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

12月3日、土曜日。午前10時から産業まつり農産物共進会表彰式が、いんば農協八街支所で開催されまして、川野会長が出席しております。

12月5日、月曜日。午後1時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたし

まして、川野会長、関口委員出席のもと実施いたしました。

12月14日、水曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がなかったということで、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。担当委員、中川副部長、小山委員、森委員、赤地委員、武藤委員出席のもと実施いたしました。

12月15日、木曜日。午後2時から北総中央用土地改良区臨時総代会が市の総合保健福祉センター大会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号11番の関口委員、12番の小山委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてでございますが、昨日、12月19日付で取り下げとなりましたので、ご報告いたします。

以上です。

川野会長

ただいまの説明のとおり、議案第1号1番については、取り下げで処理をいたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在榎戸字方角台、地目畑、面積3千249平方メートルのうち222.48平方メートル。目的、貸駐車場用地。現在、駐車場として貸し付けている土地を別の目的で利用するため、その代替地として当該申請地を整備し、引き続き利用者に駐車場として貸し付けたい。

なお、本件につきましては、既に既存アパートの敷地、これは駐車場への進入路の拡幅部分となりますが、この敷地の拡張用地として利用されていることから始末書が添付されております。

番号2、所在榎戸字方角台、地目畑、面積81平方メートル。目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接地にあるアパートの経営をしているが、駐車場への通路が狭く不便なため、当該申請地をアパートの敷地として宅地拡張したい。

なお、本件につきましても、申請地の一部が既に宅地拡張用地として利用されているため、始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、三須副会長、お願いいたします。

三須副会長

それでは、議案第2号、番号1番の調査報告をいたします。

最初に立地基準ですが、北小学校より南に約700メートルに位置し、公道により進入路は確保されております。農地区分は、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断いたします。代替性については状況的に見てもないと思います。

一般基準ですが、この案件は現在駐車場として貸し付けている土地を別の目的で利用するため、代替地として当該申請地を整備して駐車場として貸し付けたいということですが、この別の目的で利用することは、先月11月の案件で申請があった共同住宅の駐車場として利用し、新規の駐車場を既存の共同住宅に利用するという事です。

計画面積の妥当性ですが、222.48平方メートルの駐車場用地ということで、面積妥当と思います。

資金は借入金にて賄います。隣接農地は申請者のみですので、問題ないと思います。

造成計画につきましては、整地のみで砕石敷きの自然浸透です。

以上のことから、本案件は問題ないと思います。

続いて、2番も私の案件ですので、議案第2号、番号2番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、この案件は1番の関連の隣接地ですので、省略いたします。

一般基準ですが、この案件は既に既存のアパートの敷地として利用されていまして、始末書が添付されています。農地法を知らず、申し訳ありませんとのことでした。

計画面積が81平方メートル。宅地拡張用地ということで、面積妥当と思います。

造成計画ですが、既に既存のアパートの敷地として利用されていて、砕石敷きで自然浸透になっており、整備されております。

隣接農地は申請者のみで、支障ないと思います。

以上のことから、本案件も問題ないと思います。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字氷川小路、地目畑、面積188平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積245平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、専用住宅用地。承継事由、現在、家族3人で実家に両親と同居しているが、子どもの成長に伴い独立するため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

なお、本件は議案第4号3番に関連しております。

番号2、所在八街字鶴ヶ沢、地目畑、面積330平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、専用住宅用地。承継事由、高齢の父親がひとり暮らしをしているため、当該申請地に専用住宅を建築し、父親を移住させ、自分も隣接地の宅地に移住して、父親の面倒を見ていきたい。

なお、本件は議案第4号5番に関連しております。

番号3、所在八街字鶴ヶ沢、地目畑、面積46平方メートル。当初計画者の目的、通路用地。承継者の目的、専用住宅用地。承継事由、高齢の父親がひとり暮らしをしているため、当該申請地に専用住宅を建築し、父親を移住させ、自分も隣接地の宅地に移住して、父親の面倒を見ていきたい。

なお、本件は議案第4号5番に関連しております。

番号4、所在八街字笹引、地目畑、面積958平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、駐車場用地。承継事由、現在、折箱製造業を営んでいるが、従業員用の駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第4号6番に関連しております。

番号5、所在八街字笹引、地目畑、面積171平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、駐車場用地。承継事由、現在、折箱製造業を営んでいるが、従業員用の

駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第4号7番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、議案第4号と関連しているので、一括で説明をお願いいたします。

1番、立崎委員、お願いします。

立崎委員

それでは、議案第3号1番の調査報告をいたします。

なお、議案第4号3番も関連していますので、あわせて報告いたします。

最初に計画変更の理由ですが、申請地は平成11年2月15日付で専用住宅用地として許可を受けた土地です。当初計画者は継承者の弟で、結婚により婿入りし、栃木県の方へ居住することになったため、兄が土地を譲り受け、新居を建築すべく計画しました。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北西に約0.8キロメートルに位置し、公衆道路に面しており、進入路は確保されています。

申請地は用途地域にある農地ですので、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、申請面積は245平方メートルで、面積妥当と思われます。

資金は自己資金にて補う計画になっています。

造成計画ですが、現況地盤で整地のみを行い、埋め立ては行いません。用水は市営水道、雑排水は公共下水道、雨水は浸透枡を設置し、宅地内処理します。

防災計画、建築工事中は仮囲いを設け、近隣に迷惑がかからぬように注意すると言っているということです。

以上のことから、速やかに計画が実行されると思います。

以上で、調査報告を終わります。

川野会長

続いて、2番、3番、4番、5番、これは岩品委員をお願いいたします。

岩品委員

議案第3号、番号2番、3番、議案第4号、番号5番は関連していますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約2.5キロメートルに位置し、国道409号から市道を経て、進入路は確保されています。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は専用住宅用地ということですが、申請面積は376平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地北側が農地と接しておりますので、ブロック積み1段を施工し、雨水の流出等を防ぐ計画となっております。

権利者は申請地に高齢の父親の住居を設け、権利者自身は隣接する中古住宅に居住し、父親の面倒を見たいとの理由もあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

続いて、議案第3号、番号4番、5番並びに議案第4号、番号6番、7番についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約4.5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は権利者である会社の従業員用の駐車場用地ということですが、申請面積は1千129平方メートルであり、面積は妥当と思われま

す。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、本申請地は許可済地であり、既に造成工事がされており、周囲にはブロック積みが施工されております。さらに、土の堰堤の設置により、雨水の流出を防ぐ計画となっております。

権利者である会社は、八街市で長年にわたり製造業を営んでおり、従業員用の駐車場が手狭なこと、駐車場の立地が工場に近接していることもあり、信用性及び必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番、3番について、関連している議案でございますので、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番、3番については、関連で原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、4番、5番については、関連ですので、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番、5番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在文違字文違野、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、今後のことを考え、実家に近い当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積727平方メートルのうち297.53平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族4人で居住しているが、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、移住したい。

番号3、区分売買、所在八街字氷川小路、地目畑、面積188平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積245平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族3人で実家に両親と同居しているが、子どもの成長に伴い独立するため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

なお、本件は議案第3号1番に関連しております。

番号4、区分使用貸借、所在八街字柳沢、地目畑、面積479平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積999平方メートル。転用目的、長屋住宅2棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

番号5、区分売買、所在八街字鶴ヶ沢、地目畑、面積330平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積376平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、高齢の父親がひとり暮らしをしているため、当該申請地に専用住宅を建築し、父親を移住させ、自分も隣接地の宅地に移住して、父親の面倒を見ていきたい。

なお、本件は議案第3号2番及び3番に関連しております。

番号6、区分売買、所在八街字笹引、地目畑、面積958平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、折箱製造業を営んでいるが、従業員用の駐車場が不足しているため、

当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第3号4番及び議案第4号7番に関連しております。

番号7、区分売買、所在八街字笹引、地目畑、面積171平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、折箱製造業を営んでいるが、従業員用の駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第3号5番及び議案第4号6番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番は中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、議案第4号1番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約3.8キロメートル。市道に接していて、進入路は確保されております。

農地区分は、第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

一般基準、計画面積は330平方メートル。資金は自己資金、借入金の両方です。

用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽5人槽です。雨水は雨水浸透枡により宅内処理。

被害防除対策は、農地との境界沿いにRC塀を築造し、土砂の流出を防ぐそうです。

周辺農地は権利者の畑であり、特に問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

川野会長

続いて、2番、小山委員、お願いいたします。

小山委員

議案第4号2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北西へ約2.2キロメートルに位置し、接道条件は位置指定道路となっております。

資金については、借入金で賄う計画です。

農地性ですが、事務指針29ページ、の(A)のBに該当する第2種農地となっております。

申請地に対する隣接農地は義務者だけで問題はありません。

また、被害防除ですが、ブロック積みを施工するため、土砂の流出はありません。

雨水は浸透枡、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、既存位置指定道路内の側溝に放流することです。

権利者は子どもの成長に伴い、現在、居住する家が手狭になったため、申請地に申請したいとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われれます。

以上、報告を終わります。

川野会長

3番は、先ほど説明済みですので、4番は私の担当でございますので、私から報告をいたします。

川野会長

議案第4号4番についてを調査報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1キロメートルに位置しております。県道と市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域に指定された地域内にある農地ですので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は長屋住宅建設ということでございますが、面積は999平方メートルであり、建築面積との関係において面積妥当と思われま

す。資金については、すべて借入金で賄う計画となっております。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、計画ではコンクリートブロックを設置し、用水は市営水道、雨水は住宅宅地内処理、汚水については公共下水道に接続する計画になっております。

隣接農地所有者には、申請者が説明済みとのことで、確認したところ、聞いておるとい

ことでございます。特に問題はないとのことで、また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者はアパートを建築して、安定した収入を確保したいとの理由もあり、必要性について

も認められ、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題はないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

5番、6番、7番は、先ほど説明済みです。地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番、7番は関連で、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番、7番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで、30分まで休憩したいと思います。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時30分

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

八街市長より平成23年12月14日付で、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

最初に番号1、所在山田台字山田台、地目畑、面積477平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

次に、番号2、所在朝日字梅里、地目畑が1筆、同じく八街字清水沖、地目畑が4筆、5筆合計で2万5千218平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

次に、番号3、所在滝台字滝台、地目畑、面積4筆合計で4千240平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

次に、番号4、所在八街字藤株、地目畑、面積5千887平方メートルのうち5千平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

次に、番号5、所在小谷流字沢田、地目田、面積2筆合計で2千343平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は9年、新規です。

次に、番号6、所在東吉田字和田、地目畑、面積1千94平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、再設定です。

以上、6件で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。よろしくお願いたします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、承認することに決定いたします。
続きまして、議案第6号、農地の利用関係の紛争の和解の仲介についてを議題といたします。
事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第6号、農地の利用関係の紛争の和解の仲介についてご説明いたします。

申立人は、山武市在住の方でございます。

相手方は、八街市在住の方です。

紛争に係る農地は、八街字元光明坊の3筆です。

申し立ての趣旨は、隣接農地の農地造成において、同意書を書いたときの説明では、高くすると説明が全くなく、その後、隣接農地を高く埋められるなど、説明と工事が違っており、通風、排水等、被害が出るおそれもあり、困っている。

紛争の経過の概要でございますが、一度話し合いをしたが、北側隣接地は高くしたままであり、工事を終了してしまうので、早急に仲介をお願いしたいとのことであります。

次に、今回の紛争に係る農地造成の経緯についてご説明いたします。

平成23年6月10日に農地法第5条による一時転用申請を受理。同じく6月15日、当時の農政部会第1班により現地調査を実施。同じく6月16日、農政部会第1班により申請人の面接調査を実施。6月20日開催の平成23年第6回総会において、他法令、市の埋立条例との調整を要する旨の条件を付して許可相当。6月21日に県に書類を送付。その後、県において他法令との調整を要する案件として、八街市の埋立条例の協議終了まで許可を保留しておりましたが、この協議が終了したため、埋立条例と同日の8月1日付で、千葉県がおりたものでございます。

次に、和解の仲介制度について簡単にご説明いたします。

農地の利用関係等について紛争が生じた場合の解決手段としては、今回のような農業委員会による和解の仲介。また、民事調停法によります農事調定、そのほか、民事訴訟法による民事訴訟の3つがあります。今回は身近で、より簡素な解決手段としての農業委員会による和解の仲介による申し立てでございます。

次に、事前にお配りしました議案第6号の参考資料1をごらんいただきたいと思います。

和解仲介の処理フローと書いてございます。最初に申し立てを受けますと、特に問題のない案件につきましては、和解仲介を行うこととなり、仲介委員を指名、仲介を開催、和解が成立する場合と、または当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認められるときは、仲介の打ち切りとなります。

今回の和解の仲介は、千葉県知事が行った農地法の許可、いわゆる行政処分の変更等を必要とすることが予想される内容であります。

議案第6号、参考資料2をごらんいただきたいと思います。

農地法第25条でございますが、農業委員会は農地または採草放牧地の利用関係の紛争について、農林水産省令で定める手続に従い、当事者双方、または一方から和解の仲介の申し立て

があったときは、和解の仲介を行う。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行うことが困難、または不適當と認めるときは、申立者の同意を得て都道府県知事に和解の仲介を行うべき申し出をすることができるとあります。

ここでいう和解の仲介を行う困難、または不適當という内容でございますが、同じく事前にお配りしました資料の3番をごらんいただきたいと思います。

農地法に係る事務処理要領抜粋と書いた資料になります。資料の3番の真ん中より上ですが、(2)の仲介委員の指名等とありまして、その下で、イの仲介することが困難、もしくは不適當とは、次に掲げる場合とするということで、その中のさらに下の方に(イ)があります。その(イ)でございますが、その事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることが予想されるとき、今回これに該当されると思われま。さらに、その下の方のイでございますが、農業委員会会長は仲介の申し立てがあった事件のうち、農業委員会において仲介を行うことが困難、もしくは不適當であると認められるものがあつた場合には、次の農業委員会の会議において、都道府県知事に仲介を行うべき旨の申し出をするか、または農業委員会が仲介を行うかの決定を得る必要となっております。今回の和解の仲介の取り扱いにつきまして、ここで、ご審議のほどをお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

三須副会長

今の説明の中で、行政処分の変更等が予想されると説明がありましたが、具体的に行政処分の変更にあたるということを確認のため、もう一度お願いしたいんですけども。

山内主査補

行政処分の変更というのは、今回の場合は、盛土の高さの変更になります。

三須副会長

要するに下げたということが変更になったということですか。

山内主査補

高くなっているんで、その高くなっているところについて、説明等を受けた工事の内容と違うということなので、この盛土の高さについて下げてもらいたいという内容になっています。

三須副会長

それは、申請書とは違うということですか。

山内主査補

いえ、申請書の内容は最初から隣接地とは段差ができる事業計画でしたので、そのとおりの事業計画で工事が行われたのですが、今回の申し立てによると、盛土高の説明がなかったということです。

川野会長

許可条件どおりにやっているということでしょう。

三須副会長

やっているんだけど、申立人はやっていないということですか。

山内主査補

高くする説明を事前説明で受けていなかったという申し立てなので、そこが違っているという内容になります。

三須副会長

同意書というか、そういうものをもってあると思うんですけど。

川野会長

同意書はあります。

三須副会長

同意書を見てもらえばいいと思うんですけど。

藤崎事務局長

ここに書いてある同意書ですか。

三須副会長

同意書、承諾書、どちらかがあると思いますけど。

藤崎事務局長

それでは、ここに書かれている同意書ということ、文言が書いてございますが、実際には農地法の許可と同時に市の土砂条例の許可もっております。その市の土砂条例の中で、実際には同意書じゃなくて承諾書でございますが、承諾書はとっております。その承諾書につきましては、今回ここに表示されているので、もし、質問が出たら提示してもいいかということで、環境課の方に確認をとっておりますので、提示はできるようになっておりますので、準備いたしますので、お待ちいただきたいと思います。

川野会長

暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時50分

梅澤副主幹

今、お配りいたしました承諾書でございますけれども、これは個人情報でございますので、総会終了後に回収しますので、ご協力のほど、お願いしたいと思います。

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に戻ります。

先ほどお話がございました、いわゆる本人の承諾書というか、それを今、皆さんに配付いたしました。

鈴木委員

承諾書を見ると、総会が終わった7月26日になっていきますよね。総会后でしょう、これが

出たのは。

川野会長

総会は6月ですよ。

鈴木委員

だから、承諾書が出ているのが7月26日。

川野会長

それは、市の残土の関係で。だから、いわゆる市の残土条例を……。

鈴木委員

取ったのが7月。だから、総会……。

川野会長

総会は、その以前に、6月にやっているけれども、これは市の残土条例をクリアすることを条件に、許可相当と出しているわけですから、何ら問題ないと思います。

鈴木委員

そういう中で、結局、図面もなにも見せていないわけですよ。確認をとっているわけじゃないですよ。計画申請書そのものが。だから、隣接の地主は説明を受けたとおりにやるよということで、この問題が起きたわけですよ。お互いに地主と埋める側が話し合ったときに、じゃあ、それでやるよということで受けて、その後、この残土条例が出たわけでしょう。

川野会長

うちの方の許可相当は、あくまで市の残土条例の許可要件が全部満たされることを許可条件として出しているわけですから。だから、後でも別段、残土条例の協議が終わらないうちは許可にはならないはずですよ。

鈴木委員

これが出て。

川野会長

今まで農業委員会で審査するのは、そういう条件で全部今までやっていたはずですから。

三須副会長

承諾書を見ると、「特定事業に供する設備及び土砂等の堆積等の構造」と書いてあるので、どのくらい積むかということも、これは許可を取っていると思うんですよ。だから、相手方はここも承諾しているはずですから、これでどうのこうのということになると、うちの方では困るので、県の方に和解仲介を持っていったらどうですか。

川野会長

当然、そういうことにはなるとは思いますけれどもね。

三須副会長

例えば、採決を私たちはいいと思ってやったことですから、県の方に持っていったらどうかなど、私は思いますけれども。

関端委員

この埋め立てに関する当然許可をしたわけですから、平面図や立体図はあると思いますが、そういうものは、書類はそろっているんですか。その平面図や特に立体図が問題でしょうけれども、立体図であそこは2メートルも上がるというふうに、ちゃんと出ているんですか。

川野会長

出ています。

鈴木委員

図面は出ているけれども、本人が承諾していなかっただけですよね。そういう計画図は一切見せないで、口頭で話し合っただけです。

川野会長

書類は持っていったということは聞いております。

鈴木委員

いや、持って行ってないですよ。これは、事務局も確認しているはずですよ。事務局どうですか、その辺は。

山内主査補

この案件について、10月21日だったと思いますが、申立人の方と相手方、それと市の関係課を入れて、第4庁舎で協議を行っています。その中で、申立人の方は図面は見ただけでも、わからなかったということで、相手方の業者の方とお話し合いをされています。その中で業者の方はわからなかった場合は、なぜ、質問してくれなかったんだという問いかけに対して、その申立人の方は、わかるように説明していただければ、そういう問題は起きなかったというやりとりの中で、結局お互い話し合いがつかない状態で、その図面の関係は終わってしまっています。それは、農業委員会も、もちろん立ち会って、その話は確認しています。

川野会長

ほかの方。

林委員

許可に対して、今、埋め立ての立体図とか、図面があるということでしたけれども、その図面に対して埋め立ての高さというのは、実際に図面と違うわけですか。

山内主査補

最初に申請書をいただいた計画高と変更はありません。

林委員

いや、実際の高さ……。

山内主査補

ええ。実際の高さ、ご指摘された北側のところは、最初から2メートルの法面ができるという計画で図面は提出されています。

関口委員

いや、変わっているでしょう。下げたじゃないですか、計画よりも。

山内主査補

今のは、一番北側の池があった方のところが2メートル。下げたのは、車を降りていただいたところの、正面の畑が申立人の畑と30センチの段差ができる当初の計画だったのですが、10月中の話し合いによって、段差をなくそうということで、今のフラットのような整地になり、そこが段差が生じないところで変わっています。

関口委員

先ほど全員でもって現地を確認に行きましたときに、この申立人の土地は本人からの申し立てで埋め立てたところの嵩を少し引いたということで確認してきましたよね。2メートル、高い方の地主は別にいるんです。これは申立人の土地じゃないんですよ。そのもう一人の人の同意書も出ているんですか。

川野会長

出ています。

関口委員

そうですか。これ1枚しかないから、申立人の土地かなと思いますけれども。なぜ、その人から和解仲介の話が出ないんですか。申立人の方は解決しているのに、問題の土地はほかの人のところでしょう。それはどういうことなんですか。できたら説明をお願いします。

藤崎事務局長

私は直接は聞いておりませんが、環境課の方で現地へ行って、2メートルぐらいの段差がある方の地主さんについては、特に異議申し立てしているわけではないので、いいというように聞いておりますけれども。書類につきましては、これと同じような承諾書は、もちろんその隣接の同意の方も出ております。

関口委員

では、もう一回質問します。では、どうして、この申立人という人が申立人で、こういう問題が起きているんですか。実際に2メートル嵩上げされて迷惑を被っているはずの人が異議申し立てをしないで、解決している方が異議申し立て、ちょっと納得できないんですけれども、その辺の経緯をお願いします。

山内主査補

申立人の方のおっしゃっているのは、今、委員がおっしゃった一番奥の北側の2メートルのところも当然あるんですけれども、自分の畑と接している栗林があったところ、その栗林があったところに、50センチぐらいの高さで段差ができていますね。その部分に段差が生じたということを申し立てています。

関口委員

その栗林は申立人のものですか。

山内主査補

いえ、あそこは申し立ての相手方のものです。そこが前は低かったんですけれども、造成後はああいう形で法面ができて、高くなってしまっているということで、その部分についても段差が生じているというふうになります。

関口委員

要は、この申立人は、よその人の土地のために異議申し立てをしているわけですか。

山内主査補

栗林のあるところは申立人の方の畑と接しています。法面は1メートルセットバックして、高さ50センチか60センチくらいの法面ができています。ですから、他人の土地というか、やはり自分の土地に接しているところに段差が生じています。

中川委員

今回の埋め立てが許可どおりに行われているものであれば、農業委員会としては高さがどうのこうの言っても、許可どおりであれば、私は仕方ないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

川野会長

そう思いますけれどもね。それに対しての異議がある場合は、結局、県が最終的に許可しているわけですから。だから、県でやってもらうのが一番いいということになりますね。これはあくまで皆さんの同意をいただいて、それは県に送るしかないと思います。

それでは、ほかに質疑がなければ、質疑を終了いたします。

議案第6号は、行政処分の変更を要することとなることが予想されるので、農業委員会がその紛争について、和解の仲介を行うことが不適当であると認めるため、千葉県に和解の仲介を行うべき旨の申し立てをすることにするか、次は農業委員会が和解の仲介を行うかを採決します。

まず、最初に千葉県に和解の仲介を行うべき旨の申し立てをすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でございますので、これは、千葉県に和解の仲介を行うべき申し立てをすることに決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

報告第1号、農地法第18条第6項の規定、これは農地法第3条の賃貸借契約の合意解約になります。6項に基づきます通知についてご報告いたします。

番号1、所在八街字北山、地目畑、面積2筆合計で1万2千538平方メートル。

番号2、所在八街字北夕日丘、地目畑、面積3筆合計で9千729.50平方メートル。

番号3、所在八街字松林、地目畑、面積2筆合計で1万267平方メートル。

1番から3番ともに、合意成立日、土地引渡日ともに平成23年9月30日です。

なお、この件につきましては、賃借人であった農業生産法人が農業生産法人としての要件を

満たさなくなったために、賃貸借契約の解約をするものでございます。

以上です。

川野会長

次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在砂字原ノ下、地目田、面積7千719平方メートルのうち3千150.00平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、流末排水路整備工事に伴う作業スペースとして一時的に使用する。

一時転用期間、平成23年12月20日から平成24年3月16日まで。

以上です。

川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾を願います。

次に、報告第3号、廃土処理事業の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第3号、廃土処理、公共事業施行事業の届出についてご説明いたします。

番号1、所在勢田字上、地目田、面積1千758平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2千561平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。期間延長です。

事業目的、公共建設発生土埋立事業施行に係る廃土処理について、公共工事の発生土が予定数量より少なかったため、期間を延長する。

当初期間、平成21年5月下旬から平成24年3月31日まで。

延長期間、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。

以上です。

川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について報告いたします。

番号1、所在八街字富山、地目畑、面積2筆合計で2千81平方メートル。合意成立日、土地引渡日ともに平成23年9月30日です。

以下、番号2番から17ページまでの番号21番までの46筆合計面積7万5千520平方メートルにつきましても同様でございますので、議案書をもって報告にかえさせていただきます。

す。

この件につきましても、先ほどと同様、農業生産法人としての要件を満たさなくなったために、利用集積計画の中途解約をするものでございます。

なお、この農業生産法人でございますが、事実上、法人としての活動実態がなくなったというような状況でございます。

以上です。

川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

その他、事務局からの連絡事項がございましたらお願いいたします。

藤崎事務局長、お願いします。

藤崎事務局長

それでは、まず、私の方から、来月の予定表なんですけど、時間が押しておりますので、皆様のお手元に予定表が配付されていると思いますので、担当委員さん、よく見ていただいて、出席の方をお願いしたいと思います。

私の方からは以上です。

梅澤副主幹

続きまして、本日配付した資料でございますけれども、原発事故による損害賠償請求に伴う説明会が1月25日に開催されますので、参考までに回覧をお配りしておきました。

また、農業委員会選挙人名簿申請書及び農地基本台帳調査票の提出ということで、お配りしてございますが、もう皆さんのお手元の方に回覧等で回っていると思いますけれども、例年2年に1回、農家台帳の調査の年でしたが、今年度につきましては、若干やり方を工夫しまして、この選挙人名簿とあわせて、農地基本台帳調査票ということで、一番最後に付けてございます。そちらの方に記入をしてもらうような形で、今回につきましては、農家台帳の調査票とさせていただきますので、ご了承のほどをお願いしたいと思います。

また、今回、地元案件のありました委員の方につきましては、総会終了後に現地調査票を提出をお願いします。

また、あわせて、事前に事務局で配付いたしました地元案件と部会資料につきましても、個人情報もございますので、総会終了後、ご返却の方をお願いしたいと思います。

以上です。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後5時12分)

議事録署名人

議 長

1 1 番

1 2 番